

給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

ご注意

1 個人番号の欄には、特別徴収税額通知書に記載された個人番号を記入してください。
 2 転勤・再就職等により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、前勤務先で上段の事項を記入し、新勤務先に
 3 回付願します。新勤務先では、下段（転勤等による特別徴収届出書の事項を記入し、また、徴収台帳への記入等必要の
 4 手続きを済ませられた上で、一月一日現在の住所（課税地）の市区町村長に送付してください。
 ※印の欄は、届出者において記入する必要がありません。
 ※1月1日から4月30日までの間に退職した皆さんに未徴収税額がある場合は、一括徴収することが義務付けられています。

◎異動があった場合は、すみやかに提出してください。

平成 年 月 日		給与支払者 (特別徴収義務者)	所在地	郵便番号			※処理事項		1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度			
提出先			名称			特別徴収義務者指定番号						
御代田町長			代表者の職氏名印			個人番号						
給与所得者					印	連絡者の係及び氏名並びにその電話番号		係				
フリガナ	(旧姓)		(ア) 特別徴収税額 (年税額)	徴収済月		(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)	異動	異動の事由	異動後の未徴収税額	1月1日以降	一括徴収した税額は、 月分 月日 納期限分 で納入します
氏名	(1月1日現在の住所…必ず記入願います。)		円	月分		円	円	年月日	1. 退職 2. 転勤 3. 休職 4. 長欠 5. 死亡 6. 会社解散 7. 住所誤報 8.	1. 特別徴収継続	円	
旧住所	(給与の支払を受けなくなった後の住所)			から						2. 一括徴収	控除社会 保険料額	
現住所				まで					3. 普通徴収	円		

◎給与の支払を受けなくなった後の月割額（未徴収税額）について一括徴収する場合は、次の欄に記載してください。

一括徴収の理由	異動者印	給与又は退職手当の支払予定月日	一括徴収予定額		月割額	
1. 異動が平成 年12月31日までで、申出があったため (月 日申出)		月 日	支払予定日ごとの徴収予定額	合計 (上記(ウ)と同額)	6月分	7月分以降
2. 異動が平成 年1月1日以降で特別徴収の継続の希望がないため		月 日	円	円	円	円
一括徴収できない理由 (○を付してください。)		月 日	円	円		
1. 5月31日まで支払われる給与若しくは退職手当等がないため又は未徴収税額より少ないため。		月 日	円	円		
2. その他 理由 ()		月 日	円	円		

※右記町記入欄

転勤等による特別徴収届出書 (左欄外の注意書きを参照してください)

月割額 円	給与支払者 (特別徴収義務者)	所在地	郵便番号	特別徴収義務者指定番号	
月分から徴収し		フリガナ		連絡者の係及び氏名並びにその電話番号	係
納入する。		名称			氏名
給与支払方法及びその期日	代表者の職氏名印			電話	
	払込を希望する金融機関の所在地及び名称			経理責任者氏名	